

# 福祉文教委員会会議録

平成29年8月8日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:30

案 件

## 1. 保育行政について

### 【 報告事項 】

1. 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
2. 「飯塚小学生議会2017」の実施について
3. 工事請負変更契約について
4. 飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点移行計画〔第2版〕、及び飯塚市交流センター整備事業〔第2版〕について
5. 工事請負契約について

---

### ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「保育行政について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

### ○待機児童対策担当次長

提出資料の説明の前に保育の状況についてご説明をさせていただきます。保育所等の未利用児童の状況については、7月1日現在で、76人となっており、前月と比較して4人減少しておりますが、依然として多くの未利用児童が生じております。本年4月以降の未利用児童解消に向けた取り組みについては保育所ごとの年齢区分での定員及び入所状況及び保育士定数及び保育士の配置状況を調査し、データ化するとともに、未利用児童については年齢、入所希望施設状況、第1希望から第4期希望まで等をデータ化いたしまして、希望外の施設であっても、入所可能な施設について、保護者の方に説明を行い、マッチング活動を進め、未利用児童の入所を進めているところでございます。また、6月市議会において否決されましたが、市内保育所への保育士確保を図る目的で飯塚市保育士修学資金貸付金条例案も上程いたしました。その他市立保育所等の保育士を確保するための取り組みといたしまして、去る7月2日日曜日コスモスコモン展示ホールにおきまして、2017飯塚市私立保育園、こども園、幼稚園合同就職説明会を開催いたしました。当日は市内保育所等を運営する17法人、26園がおのおの面接ブースを設けまして、保育士を目指す学生や潜在保育士の方など、市内外から27人の方が参加いたしました。各参加者は各園のブースを回って熱心に話を聞いておられました。ある園では面談後に面談をした学生から連絡があり、実習を希望されたとの報告も受けております。今後も飯塚市保育協会と協力して面談会を実施し、市内私立保育所等の保育士確保に努めてまいります。

次に配布資料についてご説明いたします。1枚目のページ番号のない資料につきましては、平成27年度から29年7月までの各月ごとの保育所及び子ども園の支給認定状況、利用状況、未利用児数を記載しております。7月1日現在の支給認定数は3362人、保育所等の利用者数は3286人、未利用者数は76人となっております。

次に、資料1ページ及び2ページは待機児童解消に向けた国の待機児童解消加速化プラン及び子育て安心プランの各種事業内容及び飯塚市の実施状況、事業実施主体等を記載しております。実施状況欄の丸印は実施している事業、バツ印は実施していない事業、空欄は市が実施主体ではない事業でございます。資料3ページをお願いいたします。3ページ上段はハローワー

ク飯塚管内の社会福祉専門職の求人件数求人数、求職者数で、求職者のうち保育士希望者数について、平成28年度の実績数と平成29年の4月から7月27日までの実績数を記載しております。下段には平成28年度の公私立保育士の平均勤続年数を記載しております。次に資料4ページは、潜在保育士の働きかけにつきまして、具体的な実施内容とこの実施状況について記載しております。次に、資料5ページの市内地域別年齢人口等調べにつきましては、本年4月1日現在の地区別のゼロ歳児から5歳児の区分ごとの人口を記載しております。次に資料6ページは、4月1日現在の地区別の公市立保育所等の定員数を記載しております。表の左から地区名、施設名、公私立の別定員数、ゼロ歳児から5歳児までの各年齢区分での定員数を記載しております。なお、こども園につきましては保育部の定員数を記載しております。次に資料7ページは、公立保育所、子ども園の各年齢別の保育事業利用率を記載しております。表の左から施設名、児童欄の上段に入所定数、下段に入所児童数、そして年齢ゼロ歳から5歳までの各区分における入所定数と、入所児童数、待機児童数、入所定数に対する入所児童数と未利用児童数の合計を、入所定数で割りました利用率を記載しております。資料8ページにつきましては、私立保育園、私立こども園等の年齢別の保育事業利用率を記載しております。次に、資料9ページをお願いいたします。資料9ページは、本年7月1日現在の未利用児童の入所希望申し込み状況について、第1希望から第3希望までの状況を公立保育所、こども園及び市立保育園、こども園の年齢区分別に記載しております。第一希望の、一番上の上段の第1希望の表の右欄、合計欄の76人が未利用児童数となっております。第2希望の合計欄が74となっている理由は、第1希望だけを申し込みをされている方が2人おられるということになっております。次に、資料10ページは公立保育所、11ページは、公立子ども園の定員及び入所状況保育士定数及び保育士配置状況について、施設ごとに記載しております。また、12ページから16ページまでを私立保育園、17ページは、私立子ども園についての、定員及び入所状況、保育士定数及び保育士配置状況について節ごとに記載をしております。表の左から施設名、定員、ゼロ歳から5歳までの各区分の利用定員、入所児童数、利用定員保育士数、入所児童数に対する保育士必要数、現有保育士数、利用定員比保育士充足数、入所児童比必要保育士充足数などを記載しております。以上簡単でございますが、資料の説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○宮嶋委員

6月議会の代表質問の中で待機児童のことで質問をしております。3月の時点で99人、今現在では76人というふうに言われておりますが、未利用児の解消に前議会で就学金制度の問題もありましたけれども、根本的な問題解決ということでは保育所を新たにつくるということがやっぱり重要ではないかなということでも公立の保育所をつくってほしいということも、提案しています。ぜひ、この時、市長に対する質問だったはずなんですが、担当次長が答えられておりますので、本当に市長自身が保育所、本当に子どもを保育所に預かってもらえないお父さんお母さん、この方の悲鳴とかそういうものを聞いてほしいということで、質問しておりますが、仕事には行きたいけれども、保育所に預かってもらえないと、仕事に行けない。保育所に預かってもらえる保証がなければ仕事にもつけないというのが現状です。本当にたくさんの方が困ってあって、いろんな相談がくるわけですが、保育所確保するためには、保育士の処遇改善を求めるとともに、保育所確保に新たにどんどん減らされてきた公立保育所をぜひとも、公立保育所をつくれれば、公立で正規の職員を雇えば、応募はあるということは前回、明らかになったわけですので、ぜひ、公立保育所をつくっていただきたいという提案をしていますが、それに対する市長の見解をお伺いしたいと思います。

#### ○待機児童対策担当次長

施設整備のことにつきましては、公立保育所を整備するという方針ではなく、市のほうは、いわゆる民間の認可保育所の拡充を目指すというところで、行っております。来年4月には、認定こども園2カ所できます。その中で2つ合わせて保育部で130人の定数が子どもさんが受けられることとなりますので、そういう民間の整備も支援しながら待機児童の、未利用児童の解消に努めているところでございます。

○宮嶋委員

市長の見解をぜひ伺いたいのですが、その認定こども園ができて130人定員枠が増えるということですがこのための保育士確保はめどは全然たっていないわけでしょう。

○待機児童対策担当次長

今、私立の保育所等につきましては、保育士の確保についていろいろ努力をされているところでございます。先ほど、ご説明申し上げました、就職合同面談会、これにつきましても市が開催いたしましたのは、私立保育所等の新たな保育士を就職していただくというところで、マッチングをしたところでございます。そういう形で私立の保育士確保に努めているところでございます。

○宮嶋委員

結局、ここずっと待機児童の問題が出てきてから、保育士が確保できないから、今このような待機児の問題が起きているわけですね。民間任せでは、前に進まないというふうに思います。公立つくって、正規の職員を雇えば、正規職員だったら、応募者が前回、10倍ぐらいあって、結局それ10分の1しか引き受けていないわけですから、本当に仕事しようという人はいるわけですから、その辺のところを、きちっと保育士確保というんでしたら公立の正規の職員を、正規の保育士を雇うという方向にいかないとこの問題は解決しないと思います。次長の答弁は一緒でしょうから市長の見解をお伺いします。

○福祉部長

先ほど次長が答弁いたしましたとおり今、私立の子ども園では来年から130人の保育部の増員が見込まれておりますし、また、今現在、マッチング作業、これは未利用の児童の親御さんとうちのほうの職員が、直接お会いしまして、いろんな形で空いている保育園を紹介するところでございますけれども、今のところその作業も順調に、解消というわけではございませんけれども、順調に今、やっているとございます。そうしましたところから考えますと、公立保育所の設置というところまではまだいってないというふうに考えております。

○宮嶋委員

順調にいつていると言いながら待機児童が解消できていないのは第1希望の所にどうしても入りたい、第2希望に入りたいという方が多いと思うんですが、その辺の第1希望、第2希望じゃないといけない、ほかの所は空いてますよという園があるのに、そこに入れない理由というのは何ですか。

○待機児童対策担当次長

理由につきましては、いろいろの事情があると思いますが、まずは例えばお仕事場の近い所とか、おじいちゃん、おばあちゃんの家に近い所、いわゆる迎えに行ってもらえる関係とか、いろいろ保護者の方々のもろもろの理由があると思います。

○宮嶋委員

では、それを解決しないと、待機児は解消できないということではないですかね。その認定こども園で130人収容できるようになると言われますけど、そこら辺の保育士が本当に確保できるのかなというのがありますが、今声を上げている認定こども園ができれば、今待つてある方はそちらに移動できるんですか。

○待機児童対策担当次長

今、新たな認定こども園、これは、柏の森地区と伊岐須地区にできることとなります。両地

区とも待機児童の状況ですが、柏の森地区や伊岐須地区の近くの保育所を希望されている方もおりますので、そういう方々が、開園されれば利用できるのではなかろうかというふうに考えております。

○宮嶋委員

今、待機児が多い所はどこですかね。表がありましたよね。公立でいけば、菰田保育所、私立でいくと、そうですね常楽寺、ひばり、枝国保育所ってのいうが相田ですね。こういう所に希望されてる方が今多いわけですが、今言われた柏の森、伊岐須の安楽寺だと相田つくしんぼ保育園というのは近いと思いますけど、それ以外で待ってある方の解消につながるのかどうか、そこだけ解消できるのかどうか、甚だ疑問なんですけど、いかがですか。

○待機児童対策担当次長

今ご質問の件ですが、やはり入所希望の傾向を見ますと、どうしても建物新しい保育所を希望される方が多ございます。どうしても空いていても、古い保育所をこれは空きがあってご紹介して見られて、やはりちょっと空きがくるまで待とうとかいう話もありますので、話戻りますが、新しい保育所になれば、例えば、相田のほうでも待機児童があります。そういう所とか、新しい建物の施設になれば、やはり希望者が増えるのではなかろうかと思っております。

○宮嶋委員

保育園の新しい古いきれいな所に行かせたいと思いはわからなくはありませんけど、やっぱり、親としては自分が通勤するのに近い所、便利のいい所あとは夕方になってお迎えを、おじいちゃん、おばあちゃんに頼まないといけない人たちが、多いわけですよ。そういう人たちが、便利のいいような所というところ辺で、皆さん、地域が限定されているだろうというふうに思うんですよ。だからやっぱりもっと需要の多い所に、ぜひ一番問題は、保育士さんが集まるかどうかという事ですから、やはりそこに責任を市が持つべきだというふうに思います。どうしても市長の見解を伺えないのでしょうか。

○福祉部長

先ほどから申し上げておりますように、何回も言って申し訳ないんですけども、130名の増員、また今マッチング等々、さまざまな形でやっております。その状況を見ながら、やっておりますので、今のところ公立保育園の設置は考えていないというところでございます。

○宮嶋委員

どうしても、公立、今本当にすぐさま解決しようと思えば、そういう方法が一番いいと思うんですが、それでも建設するのに、期間もかかりますし、今そういうことを考えていないということですので、公立保育所についてちょっとお尋ねします。10ページにずっと年齢ごとの保育士の必要数とか、子どもの数とかいう表をいただいております。それで、菰田保育所でいきますと、ゼロ歳児が30人で、1歳児が30人、2歳児が40人、3歳児が40人、4歳児が40人、5歳児が40人ということで定数が220人というふうになっています。在籍がそれに対して、ゼロ歳が15人、1歳児が40人、2歳児が39人、3歳児が41人、4歳児が43人、5歳が41人ということで219人。きちっと埋まっているようなんですが、どうしても待機児が多いであろうゼロ歳児、1歳児のところら辺で、在籍がゼロ歳児でいけば、半分になっているんですよ。30人のうち15人ということで。ここでは、待機児が2人というふうに今書かれておりますが、この定数というのは、建物というか、器の敷地の広さだとか、そういうところから出てくるんだろうと思いますけれども、その定数だけは子どもは入れるはずですから、ここを定数の30人いっぱいいっぱいにしてしまえば、今、保育士の数が正規職員が2人、臨時職員が3人ということで5人配置されています。これを、定数は30人に対して、ゼロ歳児の場合は10人ですので、保育士を10人にふやせば、待機児、10人ふやさなくても2人だったらもっと少なくて済むんですけどそういうふうな計算で定数に対して、職員が何人いるのかっていう計算をしていくとゼロ歳児でいけば、この子ども園まで入れて6つ

の保育所、子ども園で、単純に係数に対して、今職員が何人いるかという計算すると、定数に対して、15人不足していると思うんですね。わかりますかね。だから菰田保育所でいけば、30人に対して、職員が10人ですから10人ですけれども、5人しかいないので、5人不足している。楽市保育所でいけば定数が19人ですので、職員が7人いますけれども、今2人しか配置していないということではこれ5人足りないんですね。定数に対してですね。という器の大きさからいってするとゼロ歳児で15人、1歳児で1人、こういうプラスの分もあるんですけど、2歳で、2人というふうにずっと保育所ごと、年齢ごとによって、保育士の数足りていくと、21人足りないということになります。待機児は12人ですけど、21人足りないということになんてですね。だから、例えば今すぐ保育所をつくらなくてもこの公立保育所の定数いっぱいいっぱい子ども預かれるように、職員を配置すれば、あと21人、職員を雇うということになるんですが、そういうふうでそこそこの保育所の定数になるように保育士を配置しようというふうな考えはないのでしょうか。

○待機児童対策担当次長

菰田保育所の例をご説明申し上げますと、今、定員が30人に対して入所が15人、今度、その別に4月1日以降に今、入所されている関係の兄弟児、いわゆる上の区分ですけれどもその区分の今入っておられる子どもさんの兄弟児がゼロ歳で今後10人入ってくる予定があるということになっております。これにつきましては、入所合計が10人から25人になるということになっております。現時点の保育士不足数、入所に対しては、保育士をきちっと配置しておりますが、定数に対しましては、このゼロ歳では5名の保育士が不足している形になっております。ご質問のとおり5名の保育士が充足されれば、子どもさんが、15名の子どもさんが入れるということになります。これにつきましては、10人につきまして、また待機児童以外に入所する枠をとる必要があるということで兄弟児という項目をあげております。

○委員長

もう一遍、このまず表の分からちょっと、しっかり説明していただけますか。この表の見方から。

○待機児童対策担当次長

失礼しました。菰田保育所の例で説明させていただきます。まず、ゼロ歳の欄でいきます。最初、一番上が利用定員でございます。2番目に市内の子どもさんが入っている数字でございます。広域からの、市外からの入所者はございません。これで今15人の現在、入所者ゼロ歳児がおられると。そして今後7月1日以降に、この今菰田保育所に入所されているお子さんの、兄弟が入ってくる、産まれる予定の子どもさんが、兄弟がおられると、これが今10人の申請がっております。これにつきまして入所児童につきましては、将来の兄弟児もみましてここには25人の入所があるということが考えられます。そして5番目です。入所定員に対しましては、この保育士は30人に対しては、10人の保育士が必要でございます。その6番目の項ですが、これは入所をします15人に対しては、これは3人に1人でございますので、5人の保育士でいいということになっております。次の将来的に入所になります25人、最大25人の子どもが入った場合は、これは9人の保育士が必要となるということになっております。続きまして、8、9につきましては、正職員、臨時職員の別で書いておまして、10番のあわせて現有保育士は今5人でございます。現有に対するいわゆる利用定数、この5番目の利用定員保育士定数に比較しますと、5人の不足が生じているということでございます。

○委員長

さっきの不足保育士数の数とか違いましたよね。

○待機児童対策担当次長

表が途中で切りまして12番目の入所児童比較の、入所児童から比較しますと、当然15人分の保育士は配置しております。最後の13番目の項目、これは25人の子どもが入った場合

は、これにつきましては、4人の保育士が不足するというふうな形になっております。

○委員長

あとその他の分と基準が違いますよね、国との。そこら辺もご案内していただきますか。それと私立の分も含めてお願いします。

○待機児童対策担当次長

菰田保育所の項のその他の項です。右から2番目、その他の項で現有保育士に正職員で2人、臨時保育士で11人、現有保育士が13人という数字が上がっております。これにつきましては、この保育所は職員が週休2日をとるためのシフト対応のための保育士であること、一時預かり保育に対応する保育士、それと障害児の方のお世話する加配の保育士、これが含まれております。それと国と市の基準の違いでございますが、この表の上の欄ですね。四角で囲っています保育士数基準これは国の基準でございます。乳児は、おおむね3人につき保育士を1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児は、おおむね6人につき保育士1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児はおおむね20人につき保育士1人以上、満4歳以上の幼児、おおむね30人につき保育士1人以上というのが保育所運営基準になっております。それに対しまして、この欄外の右横に、下線で、市基準、国の基準との相違点ということでつくっております。乳児につきましては、同じ3人につき保育士1人でございますが、1歳、2歳につきましては、各クラスに区分いたしまして、各クラスでこれにつきましては、おおむね6人につき1人以上ということにしております。民間の国の基準でいきますと、1、2歳を一緒にして、おおむね6人につき、保育士1人以上という形になっておりますが、市の方は1歳、2歳それぞれクラスを別々にしまして、その中での幼児6人につき、保育士1人以上を配置しているところでございます。同じくこれが幼児おおむね15人につき、3歳ですね。3歳のお子さんにつきましては、幼児15人につき保育士1人以上を配置しております。4歳、5歳につきましては、これも4歳、5歳それぞれクラスごとに分けて30人につき保育士1人以上をわけて配置しているところでございます。これが公立の状況でございます。続きまして、私立の状況でございます。まず保育士の基準でございます。先ほどを読み上げさせていただきました基準と同じでございます。四角で囲んでいる部分でございます。そして、1番目の明星保育園を基準に考えさせていただきます。まず、ゼロ歳につきましては、先ほど申しました公立保育所と同じ区分に分けております。そして1歳、2歳につきましては、先ほど申しましたが、1歳、2歳は同じく一緒にして、1歳、2歳につきましては、6人につき一人の保育士をこれは、国の基準に基づいて、あの先ほど説明しました国の基準のとおり行っております。で、3歳につきましては、これは、3歳の区分に独立してですが、4歳、5歳につきましても、この一緒に4歳、5歳を一緒に見まして、4歳以上の子どもさんについてはおおむね30人につき保育士を1人以上配置するという形で保育が行われております。

○委員長

宮嶋委員、よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

○兼本委員

今、説明いただいた分でゼロ歳児はマイナス5人保育士が足りない。合計するとマイナス1というふうになってますけど、これっていうのは、結局結論からいうと1人足りませんよということなんですか。というふうに理解したらよろしいでしょうか。

○待機児童対策担当次長

この数値は結論から言いますと、1人が不足してるという形ではございません。あくまでも、各年齢区分に基づいた不足保育士の不足数が、不足している保育士というふうに、考えております。これにつきましては、例えばこれ菰田保育所で言いますとゼロ歳児は今申されたように、5人の保育士が不足しているとなっております。ところが隣の1歳児でございます。定数30人に対しまして、従来を超えた40人の入所児童を受け入れております。この40人に対

応するための必要保育士としては8名の、これ10番の項目、8名の保育士を配置しております。これは1歳児を保育するために必要な保育士でございますので、これは決して余分ではございませんで、入所児童に合わせて保育士を配置しておりますので、この定数、利用定数に対する保育士の部分につきましては、利用定数からいったら5人で30人であれば5人でいいのですが、実際40人入っておられますので、8人保育しております。この計算でいきますと、1歳の時の8の10番目の下の11番目ですが、プラス3という数字は、あくまでも差し引き上の数字でございまして、これを今質問者おっしゃいました横にスライドしました計のマイナス1でこれが1人不足しているんだよという形にはなりません。くどうございますが、菰田保育所いいますと、ゼロ歳児の不足数のマイナス5というのが、保育士の不足数というふうに考えてください。そういうことになります。

○兼本委員

そうすると、保育士数が、菰田保育所でいうと合計で28名ですよね。現有保育士数計28人でしょう。

○委員長

41人じゃないの。

○兼本委員

その他の方入れて。（待機児童担当次長から、「そうですね。」という声あり）で、今のマイナス5人とか1歳児はプラス3人とかになってますけど実際に足りない保育士さんの数というのはどうやって見たらいいんですか。

○待機児童対策担当次長

菰田保育所につきましては、実際足りない保育士の数につきましては、ゼロ歳児がこの11の部分ですが、11の利用定員比保育士充足数、これがマイナス5名。それでございます。菰田保育所の場合はそういうふうになります。そして、下の楽市保育所の例を挙げますと、楽市保育所は利用定員数が19名。そして入所児童数は5名。これにつきまして、そして兄弟児が入所予定の兄弟児が6名おります。それを合わせて入所が予定されるのが、11名となっております。これにつきましてゼロ歳児の配置しております現有保育士が2名となっております。これは定員から言いますと7名の保育士が必要でございますが、今配置しているのは、2名。これは5名足りない形になっております。隣の1歳児につきましても同じような数字の流れで1名の保育士が足りないということで、楽市のほうは、これはマイナス6名の保育士が不足しているという形になっております。

○兼本委員

ということは、マイナスだけ考えてもればいいということですね。

○委員長

待機児童対策担当次長、よろしいですかそれで。

○待機児童対策担当次長

あのマイナスだけを考えていただきたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:39

再開 10:42

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

13番の欄は将来的の見込み、将来的に入った子どもさんに対する見込みの不足数でございます。実際は11番の利用定員に対する保育士充足数を見ていただきたいと思います。

○委員長

大丈夫ですか、それで。

○福祉部長

つけ加えてちょっと説明させていただきます。11番、これマイナス5、これはあくまでも利用定員に対する、充足数。ですから、30人に対しての今現在の保育士が5人足りませんよということでございます。そして、12番これは現有、今15人入っておりますけれども、15人だったらゼロですと、充足してますというふうな数字でございます。そして13番目マイナス4となっておりますけれども、これは今度、兄弟児が入ってまいります。その時にマイナス4という人間が少なくなるというふうなことが書いてあるものでございます。

○奥山委員

ちょっと整理すると定員数のお子さんのゼロ歳から5歳までの定員数の保育士は確保することですよね、今後。今後というか、毎月、毎月1歳になるんで子どもさんが生まれる月が違いますので、入所希望はどんどんあると思うんですね。その見込みが7月以降10人くらいおられますよってことですかね、もう既にあってるんですかね。

○待機児童対策担当次長

月ごとに親御さんからの報告があがって、こういう兄弟児があるという報告を受けております。

○奥山委員

子どもが何月に1歳になるから半年なるからとかいうことで、もう予約というか、希望が出ているということですよ。来年3月まで。それに合わせて保育士も充足をしていかなくちゃいけないというのはあらかじめわかっているんですね。では、その募集はどのようにされてますか、お伺いします。

○待機児童対策担当次長

現時点で、保育士が不足しております。これにつきましては、随時、臨時職員の募集を各方面にしております。資料に提出させていただきます、働きかけというのがこの資料が臨時保育士の確保に向けた取り組みでございまして、今も臨時保育士の確保、募集をしてるということでございます。

○奥山委員

今回、そろそろ就職といいますか、新採の募集が始まっているんですかね、今。6人か7人だったと思いますが、これは定員数の数字に募集と合うんですか。

○待機児童対策担当次長

このたび、新規採用保育士は8名。これにつきましては、数字的にはこの8名が充足されれば定員の子どもさんを、受け入れできるという数ではございません。足りません。

○奥山委員

毎年毎年、待機児童が毎月毎月ふえてきたり減ったりするんですけども、足りないということはどういうふうにして対処していこうというふうにご考えていますか。

○待機児童対策担当次長

先ほど、ご説明させていただきましたが、今臨時職員の募集を鋭意進めておりまして、臨時職員にきていただいて、対応したいというふうにご考えております。

○奥山委員

これは正職員で、もうこれは、数はわかりますね。定員数がそれぞれの園で決まっていますから、何人足りないっていう、ここでいけばゼロ歳は何人というのが出てますけども、そういう形で正職員で募集をかけるというふうにはいかないのでしょうか。

○待機児童対策担当次長

まず正職員の採用につきましては、市全体により調整というのが必要になると考えております。来年度は8名ということで、募集をかけるというふうになっております。これで不足する



分につきましては、先ほど申しました臨時職員を募集しておるところでございます。

○奥山委員

臨時職員の考え方というのは、ちょっと行政のほうはわかりませんが一般的にルーチンが急に多くなったとか国勢調査をしないといけないとかいうときに、臨時の方を1月、2月短期で雇うっていうものが、本来ではないのかというふうに思ってますけども、もともと定員としてあるその数値を職員で賄っていきこうとボンとふえたときに120%まで、受け入れが可能だったですかね、保育所は。そういうときにその臨時の方でお手伝い願うというのが本筋じゃないのかなと思いますが、市長どういってお考えか、もしあれば伺います。

○福祉部長

確かにそのとおりで、言われるとおりでございますけれども、我々といたしましてもそのところは鋭意検討いたしまして、やっているところでございます。ただ、これは保育士に限らず、市全体として考える必要もございますので、その中で今回8名の採用というふうになったところでございます。

○兼本委員

今、そうすると、菰田保育所は7月1日以降は10名入所予定者の方ってというのは、もう入れないという形になるんですか。マイナス4ということは。

○待機児童対策担当次長

現状、今の保育士の配置では、数字的には入れない形になりますので、こういう入所することになりましたら、臨時職員を探して配置しているということでございます。配置する形になります。

兄弟児は受け入れをしなければなりませんので、受け入れられる保育士さんを臨時職員で確保する形になります。

○兼本委員

そうするとここは確保するというより確保しないといけないということでしょう。先ほどちょっと、あの答弁がよくはわかりわからなかったので、もう1点同じことなんですけど、今度認定こども園になって130人増員になりますと、来年度なりますよということでしたが、この130人の子どもたちの保育士の確保というのはもうできているんですか。

○待機児童対策担当次長

この2つの認定こども園、法人さんにつきましては、保育士の確保はできているということで回答はしております。

○兼本委員

そうすると、先ほどから臨時職員をとということでお話ありましたが、臨時職員の方ってというのは、どういった雇用条件等々どういった形で雇用されるんですかね。臨時ということは期間が決まっているわけでしょう。そういった内容をもしよろしければ、教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:51

再開 11:05

委員会を再開いたします。

○人事課長

今年の保育士の臨時職員につきましては、地方公務員法に従いまして、原則としては半年、1回の更新で、1年まで認められておりますので、それに応じて対応をいたしております。どうしても引き続き必要な場合につきましては、関係機関と調整の上、雇用関係を継続しない状況で更に再雇用というふうな手法もとることもございます。

○兼本委員

そうすると一般の臨時の方と賃金の関係とかは一緒なんですか。

○人事課長

臨時職員の賃金につきましては、種々ございますが、保育士につきましては4種類ございまして、通常7時間30分の場合は、6640円ということで、一般の事務に比較いたしまして、一般事務の場合は、7100円でございますので、少し安いということになっております。

○委員長

今、4パターンあるという話だったと思います。

○人事課長

申し訳ございません。保育士の場合は、7630円ということになっております。

○委員長

4パターンあるといいましたね。

○人事課長

一般事務につきましては、7100円でございます。

○委員長

保育士について4パターンあるという発言があったようですが、そうではないことですか。暫時休憩いたします。

休憩 11:07

再開 11:08

委員会を再開いたします。

○人事課長

大変、申し訳ございません。もう一回、最初から言わせていただきます。一般事務につきましては、7100円です、日額。保育士につきましては日額7630円でございます。で、先ほど申し上げました4パターンと申しますのは、パートの職員でございまして、4時間の場合は、3940円。それから6時間勤務が5170円、7時間勤務で6150円、7時間30分勤務で6640円となっております。

○委員長

もう一度整理してご案内いただけますか。

○人事課長

繰り返しになりますけども、一般事務は7100円でございます。保育士フル勤務で7630円でございます。7630円です。8時間勤務でございます。保育士のパートになりますが、4時間勤務で3940円。6時間勤務で、5170円。7時間勤務で、6150円。7時間30分勤務で6640円でございます。

○兼本委員

そういった状況の中で、今度、例えば菟田保育所の中で、確保しなくてはいけないといった場合には今保育士確保は厳しいという状況の中で確保していくというにはどのような形の形態でやっていけば確保できるのでしょうか。

○待機児童対策担当次長

資料を配付しております、4ページでございます。潜在保育士の働きかけ、こういう今、このようにして20種類のこういう形で働きかけをしております。ハローワークの求人登録はもちろんでございますが、各関係機関に、就職センター等の求人登録等も行っております。また、公立保育所の臨時職員過去勤務者につきましても、いろいろ電話をいたしまして、臨時職員にきてもらえないかというような呼びかけもしております。まだ、そういう関係者からの紹介を受けた保育士経験者の方にも積極的にお電話をしてこれも年間300回を超えるような回数は超えておりますが、こうして電話をして、呼びかけをしてるところでございます。それとか、この資料のいわゆるチラシの配布とかも、各関係機関等にお願いをして、保育士募集のPRを

しているところでございます。

○兼本委員

それで4名確保するというある程度の確約というのはもうできているんですかね。

○待機児童対策担当次長

確保の確約はできております。

○兼本委員

そうすると、今未利用児の年齢別でいくと、菰田保育所がゼロ歳児が2名。ということはもう1名確保すると、未利用児が解消できるということですよ。1歳、2歳がそれぞれ1名ずつということ。そうすると、4名も確保できているのであれば、あと3名ほど頑張れば、それでできるのではないのでしょうか。そういった条件の中で今、待機児童となっておられる4名の方と、兄弟の10名の方というのは、何か違いがあるのでしょうか。

○待機児童対策担当次長

今ご質問の1歳児、定員が30人に対して10名多く入所してるパターンもあります。今ゼロ歳児については、2名の待機児童があるので、これにつきましては、保育士を確保すれば、頑張れば確保すれば、受け入れることはできるんじゃないかというご指摘がございます。これは、おっしゃるとおり、保育士が確保できれば入所ができる形になります。ただの一応、入所の認定をしていますが、いわゆる親御さんが就職等を、就職予定でありますけれど、あの就業が決まっていなかったという形でまだ入所に至っていない方の例もございます。

○兼本委員

それというのは、3カ月でしたかね。認定を受けてから、3カ月以内に就職が決まってないといけないというこの2名というのがそういった方々が入ってあるということなんですか。

○待機児童対策担当次長

今おっしゃる認定はしていますが、まだ就職に至っていないという方もおられます。もう1人の方につきましては、いろいろ保育所との、希望保育所との調整があっておりまして、それで入所に至っていないということでございます。

○兼本委員

ちょっとよくわからないんですけど、結局その第1希望で今保育士さんのほうは、市のほうとしては努力をすれば、集まるよというようなお話でした。その2名というのはご本人たちが、はっきりしないからまだここに関して動いていないというか、そのできないんだよというようなことなんですか。

○待機児童対策担当次長

これはご本人たちが、はっきりしないということではございませんで、1つの例は、お2人のうち1人はほかの保育所のほうに入所等が決まっておりましたが、それでちょっと取り下げとかそういう事情がありまして、まだ入所に至っていないという方がおられます。それと親御さんの就職が仕事に就かれるのを待っているという状況の方で入所待ちの方もおります。親御さんが就職をまだしていないという状況で、入所を待ってるという方がおられます。

○兼本委員

というと、もうちょっとわかりやすく言っていただきたいのですが、2名という方は今現状ここですぐに保育園に行かなくてははいけないということが必要ではないということなんですか。

○待機児童対策担当次長

お1人は親御さんが就業しておられませんので、子どもさんを見られる状況にあるということでございます。もう1人の方につきましては、他の保育所のほうで一応、入所が決まっておりますけれども、ちょっと取り下げになりまして、今度、菰田の保育所のほうを希望されておりますが、調整をしているという状況でございます。

○兼本委員

緊急を要する待機児童の方ではないということなんですか。

○待機児童対策担当次長

未利用児童ではありますが、保護してもらえる親御さんがおる状況でございます。親御さんが就職しておられませんので、親御さんが保育をしておられる状況でございます。

○兼本委員

そうすると、1歳児、今40名菰田保育所にいらっしゃいますが、1名ここにあがってらっしゃる方、41名になったとしても保育士さんの数からいうと、待機児童になる必要はないわけですよね。この1名が挙がっているということは、この1名の方に関しても緊急を要するわけではないということなんですか。

○待機児童対策担当次長

この1名の方につきましては、受け入れる園の施設の面積の問題がございまして、これを受け入れることはできないということになっております。

○兼本委員

4歳児は43人、41人ということは、それぞれ1歳、2歳、3歳、4歳、5歳で受け入れられる面積というのは、それぞれ違ってあるんですか。入所者数が、1歳児40名、2歳児39名、3歳児40名となっております。保育士の数からいうとこれは足りるのではないのかなというふうに思うんですけども、その各年代によって、受け入れ面積といくのはかわってくるんでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:20

再開 11:22

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

保育所には教室には、面積基準がございまして、1歳でございまして、これ今もう40人受け入れておりますがこの40人の受け入れることにつきましては、1歳につきましては1人当たり3.3平米という基準がございまして、もう、部屋が基準がマックスになっておりまして、あと1人の受け入れができない状況になっております。

○兼本委員

そうすると菰田保育所に入れられないということでしょう。そうすると、第1希望はもう無理ですよということはお話ししなくちゃいけないんじゃないのかなと思うんですよね。先ほどは、その就職の関係等あるということで、言われてましたけどそういった形でいくと、その今76名という数字が出ておりますが、待機児童をゼロにしようといった場合にある程度のどこまでの人数かということを考えて、人数の入れる2人、今先ほど2人という、この2人が私たちはこれ数字を見ると、今すぐにでも入らなくちゃいけない、保育所に行かなくてはいけない、困っている方々が2名いらっちゃって、であるならば、人数を兄弟姉妹は入れる必ず入れなくてはいけないと言うことであれば、もう1名保育士をふやせばいいわけであって、そのふやし方も先ほどお話あったら、もうこの時点で4名分はできてますということですから、ある程度の情報網等いろいろあるんだと思うんですよね。そういった中でいろいろご苦労されてお集めになられているんだと思うのですが、可能であるならば待機児童を解消しようということで、私たち今考えてるわけなので、もう1名何とかならないかと、できるのではないのかというような考えになってくるんですね。今聞くと、面積的にだめなんですよと。いろいろそういった絶対だめな条件とかが入ってくると1歳児の方が1人、別の所に行かれるとかいうことがない限りは入れないわけでしょう、もうこちらの方というのは。そうするとやはり別の保育所なりをやっぱり勧められると思うのですけれどもここにその数字としてはやはり挙げなくては

いけないんですかね。もう76名の中にですね。

○待機児童対策担当次長

一応、未利用児童、いわゆる申請が出てまして、支給認定をしております未利用児童でございますので、この数字、この2名は挙げる形になります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○宮嶋委員

菰田保育所でいくと、2歳児の定数が40人で在籍が39人で待機児が1人なんですよね。保育士も7人いれば、充足するというので、今はもう既に7人いるんですよね。この1人はなぜ入れないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:26

再開 11:27

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

この方はマッチング調査、保護者の方と私どもがマッチングした結果、就労実態が今のところありませんでしたのでまだ入所に至っていない状況でございます。

○宮嶋委員

就労の実態がなかったということは、今仕事を探してあるんですか。それともそれがないということだったら資格がないと思うんですけど。

○待機児童対策担当次長

今、仕事していない状況におられますので、入所に至っていないということでございます。

○宮嶋委員

就労してないけども、その子どもを預けないと仕事に行けないからということになってくるとそういう場合はどうなるんですか。その人は仕事する気があるんですか、ないんですか。

○待機児童対策担当次長

この方は、生活保護の関係の方でございます。ケースワーカー等も確認しながら、入所できる状況になりましたら、入所していただく形になると考えております。

○宮嶋委員

こういう方の場合は、待機児になるんですか。これはもう資格がないんじゃないんですか。ここに書く資格が。そこら辺をはっきりしないと簡単に切り捨ててしまっただけいけないし、本人が働く気がある人を消すということはちょっと問題はあると思いますが、そこら辺を厳密にきちっとしないと、さっきも2名の待機児の話があっただけで、できたら76人でしたかね、一人一人カルテをつくってきちっと今どういう状況にあるのか、じゃあ今、預けていない中で、親御さんが働いてるのか、あのだれが無理して知人とか、親御さんとかに預けているのか、その辺、今子どもがどういう状況に置かれてるかっていうのをきちっと書く欄をつくってそのくらい100人ぐらいのカルテをきちっとつくって、即座に、名前とか公表する必要はないけど、ある程度担当者で把握しているということが大事じゃないかなと思いますけど、どうですかね。

○待機児童対策担当次長

今ご委員ご指摘の、個人別のカルテについては作成して、状況を順次把握しているところでございます。

○宮嶋委員

そういう中で、その未利用児というのか、待機児というのかわかりませんが、本当に待機児

なのかどうかというところ辺りも判断していかないといけないと思います。私が相談にのった方は、本当に困ってあって、あの明星寺にお住まいの方なんですけど、ひばり保育園に預けたいということで、申し込んでるけど、もう待機が多くて無理だと。それで、津原はどうだろうかということで話をして、津原もだめだったら、筑穂保育所には定数が14人でまだ9人しか在籍がないよっていうのを聞いて、これなら何とかなるんじゃないかということで、また申し込まれたんですけど、結局あの保育士さんの数が3人しか配置していないということで、この9名しか預かれないということでだめになったみたいなんですよね。この方は、待機児に入っていないのかなというのがちょっと私にとっては疑問なんですけど、そういう方もおりました。筑穂保育所のゼロ歳児だったと思うんですが、待機児はないんですかね。待機児が漏れているのもあるんじゃないかな。いらないのもあるし、漏れているのもあるんじゃないかなと。不信感があります。

○待機児童対策担当次長

未利用児童の漏れということはありません。申請者から受け付けた書類を確認して、そして認定した方について、計上しておりますので、漏れ等はありません。

○宮嶋委員

今さっき募集が8人って言われましたけれども、退職予定者というのは何人なんですか。

○人事課長

来年、本年度、定年退職する職員が4名おまして、あと1名退職を予定しております。それで6名の退職を見込んでおまして。申し訳ございません。訂正いたします、定年退職が5名でございまして、もう1名を退職予定者として見込んでおります。合計6名の退職を見込んでおまして、8名の採用でプラス2になるんですが、プラス4を目指しておまして、あとの2名は再任用職員を見込んでおります。合計4名プラスということで考えております。その結果、8名の採用ということです。

○宮嶋委員

先ほども言われましたように、最終的には4人、来年保育士がふえるということですが、それで足りるんですかね。

○待機児童対策担当次長

正職員で不足する分につきましては、臨時職員を募集いたしまして、臨時職員で対応していきたいと考えております。

○宮嶋委員

中途からゼロ歳児が入所してくるというようなことでの臨時というのはいたし方ない部分があります。私立のほうの保育園、聞きますと、そういう方を見込んでもう前もって1人2人を多く職員を、保育士を抱えてますよ、大変なんですよって話があってました。当初から足りない分を臨時保育士ではなくて、やっぱり退職者がそれだけあるのでしたら、先ほど全体の職員との関係から8人しか募集できないんですってという話があったと思うんですが、今これだけ問題になってます保育士不足、やっぱり積極的に、市として取り組んでいかないと子育ての問題もあるし、若い方の働き方の問題もあると思うんですよね。ぜひ全体との兼ね合いではなくて、もう少し正職員の募集をふやす検討をぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○待機児童対策担当次長

正職員の保育士の確保につきましては、まだもう市全体の職員の採用計画等々を協議しながらですね、進めてまいりたいと思います。

○宮嶋委員

その答弁は、待機児童対策担当次長が行う答弁じゃないと思います。市全体の予算の中で考えるのであれば、財政出動権のある市長なりから答弁があるべきだと思いますがいかがですか。

○福祉部長

先ほどの次長と同じような意見になりますけれども、市全体の採用枠そういうものも勘案しました中で決定されておりますので、それで実施、採用されまして、その不足分につきましては、先ほども申しましたように、臨時職員等で対応していきたいというふうに考えております。

○兼本委員

今ちょっと臨時職員のお話ありましたんで、質問させていただきたいんですが、先ほど言われた4時間、6時間、7時間それからフルの8時間、1時間当たりの時給が全然違ってくるんですね。4時間の人は985円であつたりとか、6時間の人は861円とか、7時間の人は878円、7.5時間が885円。8時間だと953円。フルだと953円。1つは、この違いが何なのかということと、もう1つが例えば保育士の資格と教員免許をもってある方がちょうど子どもが3歳くらいになって働こうかなといった場合に近隣の市町村の時給と、保育士の時給というのがかなりの差があるといつてやっぱり生活もあるんでそちらのほうで働きますという方も現実にはいらっしゃいました。その時給の問題、これお子さんをずっと見ていかれるわけですし、重労働と思うんですね。この時給というか時間給といいますか、この金額的に例えば飯塚市の待機児童がある場合にも、すぐに入ってもらえるような形にするために、もうちょっとあげる方向とかそういったことは考えられないでしょうか。この2点ちょっとご質問させていただきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:38

再開 11:43

委員会を再開いたします。

○人事課長

まず、単価についてのご質問でございますが、先ほどちょっと説明不足がございましたので、その説明を加えながら申し上げます。まず、フルタイム7630円の場合は、休憩込みで7時間45分の勤務でございます。それで、7630円を7.75で除しますと984.5円となります。次に、パートでございますが、4時間勤務は休憩がございませんので、3940円を4で除しまして、985円時間高です。次に、6時間勤務の職員は45分の休憩がございますので、実質5時間15分の勤務となります。そこで、5170円を5.25で除しますと、985円となります。次に7時間勤務の職員つきましても、45分の休憩を挟みますので、実質勤務は6時間15分となります。6150円を6.25で除しますと、984.7円辺りとなります。最後に7時間30分勤務職員につきましても45分の休憩を挟みますので、実質6時間45分の勤務となりまして、6640円を6.75で除しますと983.7円辺りとなりまして、先ほど説明が足りませんでした、そのように実質勤務で割りますと、大体985円で計算されているということでございます。それともう1点、今後の賃金の見直しにつきましては、社会、経済情勢その辺を勘案いたしまして、今後とも保育士確保に資するような状況を生むために、考えていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

今年の1月17日に飯塚市保育事業に関する要望書ということで飯塚私立保育協会さんのほうから、要望書が出ております。その中に保育施策の解消というのには、保育士の不規則な勤務時間など労働条件の悪さとほかの事業に比較して低賃金であることに起因するものだというふうにご意見を申し上げます。保育士の労働環境の改善とそういった運営補助費として、保育士1名分相当の助成をお願いしますということで要望書が出ているんですけども、簡単に言うと保育士不足には勤務時間などの労働条件の悪さと、低賃金であるといったところを解消すればいいというふうに飯塚私立保育協会のほうから出てるわけですけども、これに対してもう5カ月、6カ月になるわけです。今待機児童の解消のためには、保育

所をふやさないといけないというのが本市の考え方であります。であるならば、この問題に関して、どのようにこの6か月間ぐらいの間、お考えになられたのか。それと全く先ほどのお話であると他のいろんな社会状況に鑑みてということでしたが、飯塚市としては、私それを今そのまま聞くと、待機児童どうでもいいんじゃないかというふうにはしか聞こえないんですね。だってこれ、もし飯塚市が子育てがしやすい環境にしようと思ってやるのであれば、他の自治体に負けないようにやるべきではないかと、やっていなくちゃいけないのではなかというふう考えるんですけども、その辺りはどのようにお考えなんですか。

○待機児童対策担当次長

保育協会のほうから、今年の1月に種々要望書が出ております。この内容の中の1つに、保育士1名分の月額補助をしてもらいたいと、このことにつきまして、保育園長会のほうに確認いたしました。今、各私立保育士は、国の基準に基づいて施設運営をしております。その中ではやっぱり保育士が足りない。別枠で飯塚市が、その1人分の職員を雇えるような給与の支援をしてもらいたいということをおっしゃいました。これにつきましては、私どもにつきましては、国の処遇改善、飯塚市のほうも一緒になってやっておりますので、ご理解願いたいというところで話をしたところでございます。なお、これは保育所の園長会の会長さんに話した話でございます。それと民間移譲しました保育所の底地のほうは有償貸し付けしております。それについてもあの無償化を願いたいという話もございました。これにつきましても市のほうの、移譲した経緯もご理解いただいて、いわゆる市の財産でございますので、有償貸し付けを継続させていただきたいというところで話をしたところでございます。その他の要綱につきましては具体的に話はしておりません。

○兼本委員

結局は、その要望は叶わなかったという形なわけですよ。そのかわりに、どういったことでやっていくというふうになるのでしょうか。

○待機児童対策担当次長

私立保育所の保育士の確保に向けた取り組みを市のほうもやっていくというと、そういう所存でございます。今後も各種の私立保育所への保育士確保へ向けた事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○兼本委員

私立の保育士のだいたい平均年収とかそういったものというのは、どのくらいなのかとか、私は資料請求はしたんですけども、まだその資料が出てきてません。そういった中でのご理解くださいと言われましてもですね、実際にどの程度のものなのかとか、判断基準がないところでその行っていくというのは非常に難しいところがあります。それで本当に保育士の確保するのかといったところの気持ちが見えてこないなというふうに思うんですけども、例えば、今回、国のほうが出しましたキャリアアップの仕組みを構築し、経験年数7年以上、技能、経験を積んだ職員に対し月4万円処遇改善というようなものがございますね。同じく頂いた資料の中で、私立保育園の平均勤続年数、7.6年なんですよ。そうすると実際に7年以上務められた方は何人いるのかとか、どのくらいの形で、この事業に当たる職員の方がいらっしゃるのかとかいうものも何もない。私立保育園のほうは低賃金であると言われてるわけですよ。なおかつ、あとどのくらいあると例えば保育士さんたちの給料は低いよと俗に言われていますが、飯塚市の平均年収と市民の皆さんの平均年収がどのくらい違うのかとか、そういったものを出していただかないと、何をどうやって、やっていなくちゃいけないのかというのが見えてこないというふうに思うんですが、ということで、たぶんないということであれば、私具体的な案がないんじゃないかというふうに思うんですけど、実際に、そのあたりは考えてらっしゃるのでしょうか。

○待機児童対策担当次長



今、求められている資料につきましては、今調査しております。で、調査ができてまとまり次第、またご報告をさせていただきたいと考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:53

再開 12:58

委員会を再開いたします。

「保育行政について」を一時中断し、先に報告事項に移りたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件についてご報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」報告を求めます。

○高齢介護課長

飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保健事業計画の策定についての説明をいたします。本報告につきましては、本年3月の厚生委員会において報告をさせていただきましたが、委員会の構成が変わりまして、委員の方々も新しいメンバーになられておりますので改めて報告をさせていただきたいと思います。お手元に配付をしております資料に基づき説明をさせていただきます。

資料1ページをお願いいたします。まず策定の趣旨でございます。介護保険制度に適切に対応し、すべての高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるように高齢者保健福祉施策の総合的な推進を図るため高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものでございます。2の計画期間につきましては、平成30年度から平成32年度の3カ年計画となっております。3の策定方法につきましては、(1)のとおり2種類の高齢者実態調査を実施いたしまして、高齢者の実態と課題把握に努めます。2番目としまして、介護保険給付事業給付実績分析、基礎データ収集整理及び課題分析を行います。その後(3)として、高齢者実態調査は介護保険給付実績の分析、基礎データの収集や課題分析、それとあわせて、国の制度見直しを踏まえ、飯塚市高齢社会対策推進協議会で計画の検討、諮問、答申を受けまして、計画を策定することとしております。4番目の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定スケジュールにつきましては、資料の3ページ目をご覧くださいと思います。4月から9月にかけて、実態調査を実施しております。9月に、本委員会で調査の結果報告を行う予定としております。その後12月に計画案につきまして市民への意見募集を行う予定としております。最終的には3月の議会におきまして、介護保険条例の改正案及び次期計画の説明をすることといたしております。資料1ページに戻っていただきまして、5の高齢者の実態調査についてご説明させていただきます。本庁舎につきましては、調査期間を平成29年4月から6月までとしまして、介護予防日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の2種類の高齢者実態調査を実施いたしました。前者につきましては、調査対象及び調査数は、(2)の①に記載しておりますが、介護予防日常生活圏ニーズ調査が2100件。これはすべて郵送でございます。2番目、在宅介護実態調査、これが1700件。うち、600件を聞き取り調査でいたしております。合計しますと、総数3800件の調査を行っております。前回と異なる点としましては、600件の訪問による聞き取り調査を行っております。これにつきましては、国が人口規模により件数を指定していることによるものでございます。なお、(3)の調査の内容、(4)抽出方法及び(5)の調査方法については資料に記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。(6)に調査の回収状況を一覧表にしてまとめております。

今回の、回収状況につきましては、右に書いておりますとおり、一番下70.42%となっております。前回の平成26年に実施いたしました調査では、回収率が62.45%ということで、約8%ほど上回っている状況でございます。現在、調査結果につきまして集計分析等とやっているところでございます。報告書の作成を行いまして、9月の本委員会におきまして実態調査の結果報告をさせていただく予定としております。以上簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

策定の趣旨のところを見れば、すべての高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活が続けられる、これはまさに、地域包括支援システムですかね、まさに一緒のところですけどそれとの関わりというか、これは計画年度は2018年から2020年ですかね。2025年問題には5年ありますけど、それとの関わりというところではどんなふうになるんですかね。

○高齢介護課長

地域包括ケアシステムにつきましては、現在も体制の整備について進めているところでございます。今回の計画につきましては、地域包括ケアシステムの深化、推進というのが大きな法律改正案も含めましてのポイントとなっておりますので、当然そこと連携しながら日常生活圏域の中で皆さんが住みやすくサービスを受けられるような体制整備を進めてくということとなっております。

○城丸委員

一応、平成32年度までにはなっておりますけど、これは3年間、3年間で見直していくというような形ですかね。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚小学生議会2017の実施について」報告を求めます。

○学校教育課長

飯塚小学生議会について、お手元の資料に基づき報告をさせていただきます。飯塚小学生議会では、飯塚市内全小学校の児童会の代表が一堂に集まり、飯塚市の未来や地域の課題について考える活動を行います。これを通して将来の主権者として求められる力を育成するとともに、未来の飯塚市を担う人材育成することをねらいとしております。期日は平成29年8月22日火曜日に14時から15時30分の開催を予定しております。場所は飯塚市役所7階議会議場で行います。児童の参加は40名となります。具体的内容と致しましては、小学生の視点から見た第2次飯塚市総合計画2017-2026に基づく飯塚市の市政について、各校区や自分の学校、地域の問題についての質疑を行います。また、議会の終わりにはこれからのよりよい飯塚市のまちづくりについて、小学生としての考えや決意を示した飯塚小学生決議2017を行います。次に、当日のタイムスケジュールについてご説明をいたします。2ページをお願いします。市内児童会の代表は12時30分に集合し、14時より小学生議会を開始いたします。冒頭に飯塚市長よりご挨拶をいただき、その後、7グループによる質疑、質問を行います。1グループの質疑は8分を予定しております。議会の最後には飯塚小学生決議2017の採決を行い、教育長から小学生議会についての講評をいただきます。3ページには、今回のリーフレットを添付しております。このリーフレットにおきましては、市のホームページにも掲載しております。以上簡単でございますが、飯塚小学生議会の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

1点だけ確認をさせてください。もしかしたら説明のほうがあったかもしれないんですけど、この活動の周知方法はどんな形でされていますか。

○学校教育課長

先ほど申しましたリーフレットの配布や、またリーフレットのホームページの掲載をしております。特に参加される児童の保護者についてはまた別途報告をしております。

○永末委員

やっぱり子どもさんが直接かかわられるということで、結果、注目されるといいますか、見やすいと言いますか、そういうふうな形の活動になるかなと思いますんで、議会としましては、常々ですね、議会の活動をしっかりと報告していきたいというふうな形でやってますんで、1つの取っかかりじゃないですけど、きっかけにもなりうるかと思えますんで、ぜひこの辺りの活動をしっかりと周知していただくように、その関係者の方だけじゃなくて、広く周知していただきたいと思えますので、そのあたりSNS等も含めてしっかりと報告していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○学校整備推進室主幹

工事請負変更契約についてご報告いたします。お手元に配付しておりますA4横の資料、工事請負変更契約報告書のほうをお願いします。報告が2件で、初めに表の上段にあります造成工事についてご報告します。工事名は、飯塚市立幸袋中学校区小中一貫校造成工事で現契約金額7287万5160円に661万7160円を加え、変更契約金額7949万2320円とするものでございます。率に直しますと約9.1%の増となっております。変更の主な理由につきましては、切り株や転石が点在する植樹帯を法面ブロックで補強したこと、東側車路の擁壁取り壊し時の騒音低減を目的に、工法変更を行ったこと、その他数量の精査によるものでございます。工期についての変更はございません。次に、同じく資料の表下段にあります整備工事について説明します。工事名は、飯塚市立幸袋中学校区小中一貫校サブグラウンド整備工事で現契約金額9039万9240円に185万4360円を加え、変更契約金額9225万3600円とするものでございます。率に直しますと約2.1%の増となっております。変更の主な理由につきましては、現地での地盤試験の結果、施工後のグラウンド面に不等沈下が予想されるため地盤改良を行ったこと、またその他数量の精査によるものでございます。工期についての変更はございません。以上、簡単ですが、工事請負変更契約について説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

基本的なことを1つ教えていただきたいと思えます。1つ目の幸袋小中一貫校造成工事ですね。主な変更理由のところには、東側車路擁壁騒音ってありますが、これを行わなかった場合、どのぐらいの騒音が出るかお尋ねします。

○土木建設課長

騒音といたしましては当初の設計では、標準的な工法でありますブレーカー、あるいは圧搾機といった特殊建設機械となります。それによりますと、通常環境省で定められております境

界付近での騒音のデシベルでいきますと、85デシベルという基準がありますが、今回、現場付近では、それを上回る騒音が出るものと思われます。

○奥山委員

それを対策した場合にどのぐらいまで低減できるのかお願いいたします。

○土木建設課長

今回、変更いたしました低騒音型の工法ですけれども、こちらのほうはワイヤータイプによります切断工法によりまして、普通人の話がその場でできる程度、デシベルにしまして4、50デシベル、約半分以下には、できるというふうな工法になっております。

○奥山委員

前回も、ここの学校の工事でトラックの運搬に関わる騒音がよく指摘されましたけれども、そういう住宅が比較的近い所で工法をやれば、騒音については工事に入る前から十分注意されると思うのですが、入ってこういうのが出てくるってのはもともとの入札時の、入札の金額がどうなのか。まだ業者さんがはなからそういう工法でやろうという気持ちがあるが、通常どおりの大型の機械でぼんぼんぼんぼんやって、あとから、修正しなくちゃいけないという後から、プラス600万、約10%、1割増ですよね。これは通常いつもあり得ていることなのかどうかというのが私は不思議でならないものですから、そのところちょっとわかればお教え願いたいと思います。

○土木建設課長

今回、こちらのほうにつきましては、確かに現場の状況、そして東側には個人の家屋が、3件ほど隣接している地区でございます。そういったこと踏まえまして、当初からそういった工法を採用するというふうなことは十分に考えておかなければならなかったというふうな考えております。ただ設計時におきましては、今回のこの場所といいますのが、もともと校舎が建っておりまして、そういった、なかなか十分な確認というものがやりづらかったというふうなことがあります。しかしながら、今後こういうふうなことにつきましては、現在も現場の確認を行っておりますけれども、これまで以上に事前の現場確認、そういったものを徹底しながら今後の設計に対応させていただきたいというふうに思っております。

○奥山委員

報告ですので要望になるかもしれませんが、旧庁舎ですね。旧庁舎も今後大がかりな工事で壊していくというふうに思いますけれども、当然こういう所は、認識されて音が漏れないようにいろんな防音シートというのですかね。ああいうのを貼りながらやるとは思いますが、今後はこういうのが出てこないように、しっかり入札時、金額を出されるときにやっていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点移行計画〔第2版〕、及び飯塚市交流センター整備事業〔第2版〕について」報告を求めます。

○まちづくり推進課長

飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点移行計〔第2版〕、及び飯塚市交流センター整備構想〔第2版〕につきまして報告いたします。資料につきましては、飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点移行計画新旧対照表A4用紙3枚。横方向で綴じてあります資料と移行計画の本文を記載いたしました飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点移行計画〔第2版〕A4用紙5枚、縦方向で綴じてあります資料でございます。よろしく申し上げます。本移行計画並びに整備構想につきましては、昨年度所管委員会でありました、市民文教委員会におきまして、ご説明

させていただいておりました内容と大筋は変わっておりません。今年度に入り、重複した文言等の整備、上位計画等の決定に伴う変更等を行い、今回、第2版として本年7月21日に作成いたしております。地区公民館の交流センター化につきましては、お手元に配付しております移行計画〔第2版〕の資料に記載しておりますが、地区公民館を交流センター化することによりまして、生涯学習の場、学びの拠点である社会教育施設を多機能化し、安全、安心なまちづくりや地域福祉の拠点としての機能を加え、地域コミュニティ活動の拠点施設とすることで、協働のまちづくりのさらなる推進を図るものでございます。この移行計画及び整備構想は地区公民館からコミュニティ拠点施設である交流センターへの移行を図る際の基本的な事項を定めたものでございます。それでは初めに、飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画（第2版）につきまして、昨年度策定分との変更点につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。表の左側が第2版で右側が、昨年度の計画で変更分に下線を引いております。新旧対照表の左側の第2版欄を中心に主な改正分をご説明いたします。まず、計画の名称ですが、今回策定分を第2版といたしております。次に、1. 計画策定の趣旨ですが、第1次総合計画から本年3月には第2次総合計画等を作成しておりますので趣旨の根拠計画を変更するとともに、右の欄の1、2の文言の整理をいたしております。大筋は、変更ございません。次に、2. 実施時期でございますが、平成30年4月からの交流センターへの移行を簡潔に記載しています。次に、5ですが、中央公民館に関する記載を追加いたしております。裏面の2ページをお願いいたします。6. コミュニティ拠点施設の運営につきましては、文言の整理を行っており、大筋は変更しておりません。中段の枠内でございますが、交流センター移行後の運営等について、別途方針を定め、進めていくといたしております。なお、中央公民館の中央公民館運営審議会については存続する旨、記載いたしております。次に8ですが、所管部署を市民協働部まちづくり推進課と具体的に記載しております。続きまして、3ページ飯塚市交流センター整備構想についてご説明いたします。まず、計画の名称ですが、今回、変更を加えました構想を第2版といたしております。次に、1. 整備構想の位置づけですが右の枠の1と2の文言を整理しております。同筋は変更ございません。次に2ですが、本年3月に作成した第2次総合計画に関する記載を追加いたしております。次に4ページから5ページをお願いいたします。5. 施設の整備計画、6. 整備内容についての基本的な考え方、7. 位置についての基本的な考え方につきましては、ここでは、交流センターの全体的な整備構想を期待することといたしておりますので、文言の整理を行うとともに、個々の施設の記載や詳細な記載については割愛させていただきます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○城丸委員

1つだけ質問させていただきます。公民館運営審議会が継続という説明がありましたけれども、公民館の運営に関しては、中央公民館、市の方針がありまして、市の方針に基づいて、運営をしているということですが、この運営審議会これは何を、どういうことを話すんですかね。

○まちづくり推進課長

ただいまのご質問でございますが、中央公民館の運営審議会につきましては、現行のまま存続するという形でこの移行計画の中でも触れさせていただいております。中央公民館自体は来年度におきましても、継続して生涯学習、社会教育事業の推進を図る上で、現存のまま存続するという中でいろいろ社会教育、生涯学習の事業これにつきまして、中央公民館の運営審議会におきまして、いろいろご審議いただく。その中のメンバーにつきましては、12地区交流センターの、現在でいえば、地区公民館の公民館の運営審議会の委員さん等、そういう方、各地区の代表の方に集まっておきまして来年度以降も、生涯学習社会教育事業

の推進を図る上で中央公民館において中央公民館運営審議会は存続するという形で考えております。

○城丸委員

これは中央公民館の運営審議会のことです。地区公民館も運営審議会ありますよね。その分はどうなりますか。

○まちづくり推進課長

移行計画にも示させていただいておりますけれども、中央公民館の運営審議会は存続するという事です。地区公民館の運営審議会は今年度末をもちまして一旦廃止となります。しかしながら、来年度、平成30年4月以降につきましては、交流センターの運営審議会と、仮称でございますが、そういう形の部分、そういう部分について方針を定めて12地区の交流センターの社会教育事業、生涯学習事業を審議する機関として新たに設置していきたいというふうに考えております。

○城丸委員

今まで、公民館長というのは地区の運営審議会が決めていましたよね。そしたら、中央公民館の運営審議会の中でそういうのも協議されるということになるんでしょうか。交流センター長になるんでしょうかね。公民館長じゃなくて。

○まちづくり推進課長

12地区の地区公民館の館長につきましては、今、委員がおっしゃられたように、交流センターの中で、センター長という実現になろうかという形で考えております。また中央公民館と若干連動はしますけれどもその分について中央公民館からいろいろ生涯学習事業についてはセンター長を通じまして、連携していくという形になろうかと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

計画の計画策定の趣旨についてお伺いしたいのですが、以前は、市民と行政が協働でつくるまちの実現を図ることを目的に、地域コミュニティ活動の拠点づくりを推進するためという形でコミュニティ拠点施設を計画されてあったということが、今回は人権を大切にする市民協働のまちを飯塚市が基本理念として挙げていますのでその実現を図ることを目的に、このコミュニティ拠点施設計画を進めていくというふうに変ったということですか。

○まちづくり推進課長

ただいま、第2次飯塚市総合計画の人権を大切にする市民協働のまちの基本理念の中に先ほど、9のところの協働のまちづくりという部分も入っているという観点で、大枠の中で人権を理念として掲げております関係上、人権を大切にする市民協働のまちづくりをという形で変更を加えさせていただいております。協働のまちづくりに関する推進については前回と同様で、変更ないような形で従来どおり推進してまいりたいと考えております。

○兼本委員

ということは中身的には変わりはないということなんですね。

○まちづくり推進課長

はい。変わりはありません。

○兼本委員

そしてもう1点、細かいところで大変恐縮なんですけれども、この交流センターの名前なんですけれども飯塚片島交流センター、前々から飯塚片島まちづくり協議会がそうなんですけれども、飯塚市の片島地区がやってるまちづくり協議会というふうに思われている方が非常に多いものですから、飯塚地区と片島地区が共同でやってるんですよというふうなちょっとわかりやすいような表現の仕方に変えていただけないかどうかと思ひまして。

○まちづくり推進課長

はい、現在のところ9月議会上程で、交流センターの名称も最終的には上程させていただきたいと考えておりますのでこの分につきましては、委員ご指摘の点も十分聞きしております関係もございますけど、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○兼本委員

間に、点を入れてもらうとか、そういうのがあればよろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません。1点だけ確認させてください。2ページのほうなんですけど、コミュニティ拠点施設の運営についてなんですけど、旧の分では7というふうになってるかと思うんですけど、ここに関しては下線部分で、指定管理者制度を活用し、それぞれの地区に設置されたまちづくり協議会が主体的な役割を果たすことができるよう、というふうな感じになっていまして、新のほうでは6になっていて、将来的に指定管理者制度の導入も視野に入れながら、いうふうな感じになっていて、まちづくり協議会が主体的な役割を果たすというふうな文言は除かれているような形になるんですけど、ここの意味合いをちょっと説明していただけますか。

○まちづくり推進課長

従前の分につきましては、まちづくり協議会が主体的な役割を果たすことができるという形で指定管理者制度につきましての委託先を方々、まちづくり協議会という形で、現在でもそういう形で考えてはおりますが、ただいま、市民説明会とかいろいろ実施しております。その中で、いろいろご意見いただいた中で、この分につきましては、現段階で、指定管理者制度を視野に入れたという形で決してまちづくり協議会を排除するとか、地域共同体をしないという形の意味合いではございません。市としましては、まちづくり協議会、いわゆる地域の公共団体等に将来的には指定管理者制度を導入していきたいと考えておりますが、今、市民説明会でいろいろご意見いただいた中で若干、この分につきましても緩やかに修正をさせていただいております。

○永末委員

今、市民説明会が回ってる途中かと思うんですけど具体的にどういった意見が出た上での修正といたしますか、変更になるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

自治体、また、まちづくり協議会の関係者の方におかれましては、昨年度からいろいろそういうご説明をしていった関係もございます、なんら問題のないところでございますが、やはり一般の地区公民館利用者またサークル生の方々からもいろいろ指定管理者制度の意義とか将来的な不安とか、そういう分をご意見いただいた中で当然、指定管理者制度を導入していく上では、十分な指針的な部分も含めて、作成した上で、その中で示した上で市民の皆さんが納得できるような形の分を構築してまいりたいと考えておりますので、今回緩やかに、先ほど申しましたけど指定管理者制度も視野に入れという感じでちょっと弱めに感じられると思いますけれど、そういった形で文言の修正をさせていただいております。

○永末委員

ちょっと自分が聞きたかったところと違うんですけど、要は、旧の部分ではまちづくり協議会が主体的な役割をするというふうな形で指定管理者の分を書いてあって、新しい分に関してはそこがこう省かれているので、そこの経緯に関して、先ほど説明の中で説明を地区の方にする中で、いろいろ意見がありましたんで、そこを踏まえて、変更しましたというふうな説明があったかと思うんですね。なので、どういうふうな市民の意見があったのかなというふうなことをちょっとお聞きしたいんですけど。

○まちづくり推進課長

申し訳ございません。ちょっと説明が不足しておりました。全市的に、市民の方にまちづくり協議会の周知と申しますか、認知度がまだ行き届いていない部分がございます、その分活字にした中で全市民的に考えたところで、やはりちょっとまちづくり協議会の組織自体もどういふことをされているかわからないとかいうご意見も、多々お聞きしております。そういった兼ね合いから、そういう部分の周知も含めて、まちづくり協議会の周知も含めまして、今後より一層、市民の方のご理解いただきたいと思いますので、若干こういった形で文言を修正させていただきます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

A4版横の工事請負契約報告書をお願いいたします。今回報告いたします工事は、飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校外柵（1工区）工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、専門工事 蔦土工コンクリート工事の交通安全施設等登録業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。次に入札の結果についてご説明いたします。飯塚市鎮西中学校区小中一貫校外柵（1工区）工事につきましては、12社による入札を執行いたしました。その結果、落札額5249万8800円落札率94.98%で、株式会社フクモトが落札しております。以上簡単ではございますが、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 13:36

再開 13:42

委員会を再開いたします。「保育行政について」を議題といたします。質疑はありますか。

○城丸委員

このA4縦の資料の3ページ、3番目になりますかねこの中の下段のほうの、平成28年度保育士平均勤続年数というのがありますけど、この分は公立保育所が15.2年、偶然でしょうけどちょうど半分ですよ、7.6年というのは。これは、公立保育所に比べて市立保育所こんなに短いということは、なぜかという原因を考えたことありますか。

○待機児童対策担当次長

この勤続年数の短いことにつきましての調査につきましては、やはり、年齢的に結婚されて、一度保育士を退職される。そういうような事由があるというふう聞いております。

○城丸委員

今のような理由であれば、公立も私立もあまり変わらないと思うんですね。区別がないと思うんですね。それでたぶん、今からは違うと思うんですけどもね。もう一回答弁しますか。

○待機児童対策担当次長

再度、答弁させていただきます。私立の保育所の勤続年数が短い理由につきましては、先ほど申しましたように、結婚で1度退職されるということでございます。ただし、今質問者おっしゃいました公立保育所の場合は産休で休まれても、まだ復帰して来られる、そういうところ



の違いがあるというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:45

再開 13:45

委員会を再開いたします。

○待機児童対策担当次長

大きな理由として、結婚の退職があるということで聞いております。

○城丸委員

これは桂川町も嘉麻市も含まれておるということで、飯塚市の中で例えば5年で辞められるとか10年で辞められるとかいうので、そういう調査をしたことはございますか。5年で辞められる方がどれくらいおられて、3年でもいいですよ、あえて10年で辞められる方がどれくらいおられるとか調査されたことありますか。

○待機児童対策担当次長

そういう切り口で調査したことはございません。この平均勤務年数につきましては、飯塚市の公立保育所と私立保育所でございます。

○城丸委員

わかりました。私は、答弁がちょっと違うんじゃないかと思うんですよね。やっぱり一番大きな問題は公立保育所に比べて私立保育所の場合は仕事がハードな割には給料安いとそういう処遇面で悪いというのが大きいんじゃないかと思えます。仕事に見合った給料もらってないというのが、一番大きいところじゃないかと思うんです。その辺で何というか、その認識はありますか、まず。

○待機児童対策担当次長

仕事に見合ったということではございませんで、統計上、保育士さんのいわゆる給与構造をみていきますと他の職種より低いという形にはなっております。そういう認識はございますが、仕事内容について低いというような認識はしておりません。

○城丸委員

仕事の内容について低いというのはちょっとよくわからない答弁なんですけど、先ほども資料が出ていないということで言われていましたけれども公立保育所に比べて、私立保育所がどのくらい低いのかとかいうのをはつきり調べたほうがいいと思います。調べて、どのくらい低いのか、かなり低いのだと思いますよ。それで、この前の就学補助の分の時も議論ありましたように、やはり飯塚市に就職してもらうことを進める、もちろんそれも大事なんですけど、就職した人を、そこに留めるというのが一番大事ではないかというふうに思うんです。それでやはりこの辺に対する施策が私立保育所の7.6年とあまりにも短か過ぎると思うんです。長く働いてもらうためには、そこを何らかの施策を考えるとというのは、大事だと思うんです。けれど、その辺に対する認識はありますか。

○福祉部長

先に6月議会で我々が上程いたしました議案は否決されましたけれども、改めて保育士養成施設の学生及び現役世代の保育士を含めたところでの貸付制度の議案、条例案になりますけれども、9月上程に向けまして、現在関係部署において鋭意検討中でございますので、まだ内容的には、公表はできませんけれども、今、鋭意検討中で、ございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○城丸委員

ちょっとポイントとずれてると思いますがね、その就学補助に対するものじゃなくて、私は、この前も議論したんですけど、やっぱりおられる方、今現在働かれている方それに対する処遇

を手厚くするというところが大事じゃないかと思うんですね。

○副市長

今、部長が答弁しましたように、現役世代というのですかね、学生さんは以前、ちょうど否決されましたけれども議案として出ささせていただきました。それと別に現在、保育士として働いている方、この方たちの処遇についても、給付という形じゃなくて、貸付金という形で現在検討しております。できましたら、9月議会に上程させていただきたいということで、鋭意検討を重ねておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○森山委員

色々我々も、この会で、前回の時に執行部からいただいたことについて否決したわけですが、それをただ簡単に否決したわけじゃないんですね。十二分に我々は我々の中で、現状の形、それと前年度各園の園長さんたちとの懇談会、おたくたちの勉強会の中でどうしたらいいものか。やっぱりそこには卵が先かにわとりが先かと一緒に、現状の働いている方のほうに大きなお力をあげておいて、学生さんは、もし卒業されて、お姉さん、これどうやったですかね。今こういう状況だから、非常に働きやすいよという言葉のほうが強んじゃないかと、だから今の現状にお勤めをしている方々のほうに、非常に厚い手当をさせていただいてという形のほうがいいんじゃないかというのが、今、我々議員団の中では、それが主だったんです。その中で我々が、園の園長さんたちとお話した時に、それは直接あなたたちが貰うんじゃなくて直接向こうに行くような形にしないと、あなたたちが、市のほうにいろいろお願いごととかずっと書いてありますけれどもできないんですねということも、意外と言にくいことも言わせていただきました。その中で一応懇談会の中で、現状の市の職員の方と一般の私立の方というのが金額やっぱり二百何十万円ぐらい違うんですね、差が。いろいろな形で。だからそういうところがあるので、なかなか私立のほうについては長く、非常に厳しいものがあるだろうし、変な話、免許も持っていないから、それは当たり前だろうと思うけれど、その中でその園の保育士さんが少なくなればもうちょっとそここのところ市長は子どもたちのための大きな教育理論をもってあるならば、そちらの方についてももう一度いろいろな考え方もあろうとは思いますが、そういうものを含んだ中でもう一度出される分は出されても結構だと思うし、今の議会の中とすれば、今、現状の方々について保護してあげたほうがいいんじゃないかというような考えの方が多いということだけは頭に入れておいてください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

ちょっと関連になりますけれども、収入のところ御存じないということだったのですが、これは3月23日の西日本新聞、飯塚市ではというところから始まるんですけども、実質的な待機者は当時は99人ですね。その中で、これ飯塚市ですよ、公立が平均517万円勤続は19.5年。それから私立は322万円、同10年ということで、処遇の部分ではかなり開きがあって他種他職種よりも平均年収がやっぱり100万円くらい低いんですねということで、色んな施策を今回、説明ちょっと質問もありますけれども、県とか市とか国とか今やるところですね。5千円、6千円、4万円とかそういうのでやっていますと。飯塚市も少し考えたほうがいいかということです。先ほど質問があったように途中でやめる離職の理由が結婚という話だったんですけども結婚した後また再就職で1年から半年伸びたんですかね。1年半ですかね、今職場復帰できる期間が。それはそのまま残っているんじゃないかなと思いますけども、そういうことで保育士が足りずに、定員未満の乳児しか受けられない、最初のところのいろんな質問ですけども、飯塚市が先ほど公立のところでは何人保育士が足りない。早速、この9月に臨時保育士を雇う気持ちがあるのかどうか。その辺もまたお答えをいただきたいと思いますが、そうやって保育士さんがどこで苦労してるんだということで本当はお母さんは子どもさ

んを預けたい。仕事をしたい。なかなか預ける先がない。それなら市としてはやっぱり保育士を早く確保しないとイケない。先ほど、正職員と臨時職員の話もありましたけれども、中には、半分以上が臨時職員という園もあるわけですね。50%超えています。これ本当にいいのかなというふうに思いますので調べますけれども、そういうのもあるんで、とにかく早く、1日でも早く募集をかけていただいて、臨時の方で許すのであれば、採用していただいて1人でも2人でも、この秋口までには、解消できるようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ちょっと続きになりますけれども質問させていただきます。ちょっと先に上りますけれどもA4版1ページのところですけれども、これが、いろんな施策を市であるとか、県とか国とかありますけれども、飯塚市で市でやらなくてはイケないところ、やれるところですかね。が丸、やっていないところがバツということで、実施は、これはしないですと、市の考えだと思えますけれども、その中で申請があれば対応するとか研究中とかありますけれども、この研究中的というのは、やるっていうことでいいですか。その研究をされてるのか、やらん研究をされているのか、ちょっとお答えいただきたい。いくつかありますけれどもお答えいただきたいと思えます。

○待機児童対策担当次長

今のご質問のまず申請があれば、対応ということです。これ2番目の賃貸物件を活用した保育所整備事業の項目で書いております。これにつきましては、私立の保育園において賃貸物件を活用した保育所整備計画が計画された場合につきましては、検討していきたいというふうなことで記入しております。そして研究中という表示しております、これにつきましては、職員の宿舍借り上げ事業とか、再就職前の研修の実施というところで、これにつきましては、研究中というふうに考えております。これにつきましては、保育士養成施設から卒業生に対して、再就職支援期間や再就職の支援研修を受ける費用の助成とかいう内容でございますので、これにつきましては、市のほうでどういうふうな取り組みができるのかというのを研究しているところでございます。やらないというところではございません。

○奥山委員

あとは実施しないというのは、これをやらなくても確保できるということなんでしょうか。そこをお願いします。

○待機児童対策担当次長

この実施しないと書いてありますが、これはあの各事業の内容に基づいて書いております。まず、実施しない小規模保育設置促進事業、これは設置しないとしておりますが、この事業につきましては、定員6人から19人の小規模保育施設を設置することについての支援でございます。本市につきましては、認可保育施設での保育事業を行うことにしておりますので、小規模保育事業を実施していません。それでございますので、実施しないというような形になっております。その他、家庭内保育とか、いわゆる小規模保育といわれる部分につきましては、同じような理由で実施しないというような表示をしております。

○奥山委員

一番下のほうになりますけれども、認可外のところになるんですかね。申請があれば、検討ということですが、現在、認可外保育所が何施設あって、過去に何件ぐらい申請があったのか、なかったのかをお願いします。

○待機児童対策担当次長

市内のいわゆる認可外の保育所、届け出保育施設ということで、私立で4施設ございます。今のところ、その4施設が認可の保育所、保育施設のほうに移行するという意思表示は受けておりません。

○奥山委員

過去にもないということですね。続いて、この4ページになります。4ページのナンバーでいきますと12番ですね。福岡県保育士登録者情報提供を依頼し個別に案内してまうということ、これうちの娘にも来ていましたけれども、この保育士就職支援センターっていうのから福岡県に登録してる保育士免許を持った方ですね。そういった方に抽出して、手紙が来てます。あなたは今働いてますか、働いてませんか。働くのはどこで、何市で働きますかとか、何で辞めましたかとか、いろんな理由をつけるんですけども、これは7月7日で終わっています。アンケートの回収ですね、返信が。で、今後このアンケートの中身、調査内容について公表が、県からあると思いますけれども、その中で飯塚市を例えば就職したいとか、隣の嘉麻市でしたいとかどこどこでしたいとかいう方に、こっちからマッチングとかアプローチをするべきだろうというふうに思いますけれども、その辺はこれを大きく活用すべきだろうというふうに思いますし、その中には40万円の補助があります。この40万円は移転の引っ越しの費用にも使ってください。車買うのなら車の費用にも使ってくださいというような形で、結構いろんなものに使える40万円だろうと思います。前回質問した時にもそういう話されていましたが、こういうのを、どんどんどんどん市内でもアピールしていただいて、県のお金がこうやって使えますよということ、それから6月議会の時も、現在の学生さん5万円という貸付が福岡県内であればどこでもいいというものもありますんで、そういうのをどんどんアプローチ、お知らせ、周知していただいて、少しでも私立の保育所、公立の臨時職員の方に向けて、毎月毎月どんどんやっていただいて、毎月毎月解消できるような努力はされていると思いますけれども、なお一層していただければと思いますので、この辺そういうふうなお考えなのか、お伺いをします。

#### ○待機児童対策担当次長

今の委員ご指摘のとおり、積極的に保育士確保に向けて、飯塚市の保育所に来ていただくように、アピールを進めているところがございますし、今後ともご指摘のとおり今までに増して、積極的にアピールをしていきたいと考えております。

#### ○委員長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○兼本委員

先ほど、城丸委員や森山委員がお話されたことにちょっと同じような内容になるのかもしれませんが、私も前回6月議会でありましたように就学支援、それも当然必要なことだと思うんですけども、今現状の保育士さんたちの給与が低いと、言われているところをどうにか解消していかなくていけないのではないかとというふうに同じように考えております。今度、国のほうでキャリアアップ支援の月額4万円という制度がありますね。この制度というのは飯塚市もそうみたいなんですけど、平均勤続年数が大体に全国で8年くらいということですね。その中堅の手前くらいでどんどんやめていってしまう状況なのでということで、新しく副主任保育士であるとか専門リーダーの職を新設して、あの7名以上という条件で、キャリアアップ研修を4分野以上受講していなくてはいけないということで、そういった条件をクリアすることによって、4万円ということなんですけど、これでも全員に4万円もらえるわけじゃないんですよ。そうすると具体的にどういうふうな形になるのか、ちょっと教えていただければと思います。

#### ○待機児童対策担当次長

今のご質問の保育士キャリアアップの仕組みでございます。これにつきましては、まず4万円のキャリアアップされる方、これは大体保育所のだいたい3分の1に当たるくらいの職員の方が該当すると。キャリア7年以上で全保育士のだいたい3分の1の方が該当するというふうに、国は想定しております。そして今おっしゃってましたように、4分野の研修とか、そういう園の施設の中でいわゆるリーダーとして認定する、園が認定した方々に対して月額4万円

のキャリアアップが行われます。そして今言いましたように、おおむね3分の1という数値がございますので、7年以上超えた方がすべてもらえるわけでもございませんし、それともまた4万円とは別に、今度は3年以下のキャリアの方は5千円とか様々な仕組み、いわゆる園のほうで該当者を決定するような形で、今度のキャリアアップの仕組みがつくられております。この4万円の配分につきましては、この4万円を上げることによって他の平均的な女性の職種と比較して近づける7年以上のリーダーの方々にそれだけの処遇改善をするという目的で行うということで聞いております。

○兼本委員

だいたい、定員が90人くらいの園だとすると、だいたい5人程度という形になるわけですよ。それ以上の方がもしいらっしゃる園もあると思います。この振り分けとしては例えば5人かける4万円として20万円もらえたとしても、これはこの5人に配分してもいいし、7人に分けてもいいわけですよ。そういったものってというのは、これは各園の考え方で分けていくような形になっていくんでしょうか。

○待機児童対策担当次長

今、ご指摘のとおり園の中の判断で分けていくような形になります。

ちょっとつけ加えさせていただきます。この4万円の仕組みですが、4万円を、複数に配分するというのは可能ですが、ただしその中でその全体の半数以上の方には4万円の処遇改善を行うことということが決められております。

○兼本委員

とすると先ほど5人であれば、半分以上ということは3人ということですか。2人ということ、3人。2分の1の保育士じゃないんですかね。2分の1以上の保育士ですか。2分の1の保育士というと、切り捨てになるんじゃないんですかね。

○待機児童対策担当次長

今モデルケースで14人の保育所がありました。その3分の1のだいたい5人が7年以上超えていれば5人が対象になります。そして、これはこの5人の全員の、5人の場合は、それで処遇改善になりますが、園によってはその7年以上が5人以上いた場合その場合は、その全体の対象者の数の半数そのいわゆるキャリアアップできる年数の半数の方にはこの4万円の処遇をすること。残りにつきましては、対象者で配分してよいというような形になっております。

○委員長

均等に配分してはだめということですか。

○待機児童対策担当次長

すべての人に均等に配当はできません。必ず4万円の処遇改善を受ける方がいることということとなっております。

○兼本委員

そうすると、その半分の方が4万円。で、それ以外にいらっしゃったら、例えばその方たち1万円ずつとか、もっといけば、5千円ずつとか、残りをそんな形になってくるということなんですかね。

○待機児童対策担当次長

はい、そういう形になります。

○兼本委員

わかりました。そうすると全員がもらえるわけでもないということなので、1月でしたっけ。東京都で小池知事が、たしか2.1万円上乘せしますよというようなお話しされてました。これは女性の平均賃金レベルに到達する金額になるということでしたかね。先ほどから資料等々はないので何とも言えませんが、ある程度やはり賃金をどこかにやっばり合わせるような形で、私はぜひちょっと飯塚市、ほかの行政と違うんだよというところを見せ

てほしいなというふうに思っております。できればやはり現在働いている方の賃金に関しても力を入れて考えていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○副市長

先ほどから答弁しておりますように、現在、既に保育所等で働いている方たちについて、どういう方法が一番いいのか十分検討しております。ただ、個人に給付する、渡すということではなくて何らかの形で制度を、税を使いますので、公平な税の使い方も検討しながら取り組んでまいりたいと思っております。できるだけ9月議会上程できるように作業を進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○森山委員

今の副市長の考え方、進め方はわかるんですけど、9月にもう一回出ると言ったら、もう一度この委員会の中で、私たちが言っているように心配してるじゃないですか。やめろじゃないんですよ。心配しているんですよ。入れてくださいと。だから9月議会上程されることはやぶさかではないけれども、前もってある程度、お互いが納得する中で賛成もしなければならぬし、出される条例についても行っていかないんですけど、もうちょっとそのところが、今我々がどんなふうな形で今半分でもいいので考えをもっておられるのか、今、福祉部長がちょっと手を挙げられたけれど、もしそのところを噛んで帰りたいんですよ。こういうふうな形で9月に上程をされるだろうと。今考え方からいきますと、今まではこれで反対された。それよりも、もう一ついい形のをたぶん出してこられるだろうというふうに考えてます。だからそのところを9月にポンと出すよりも、前もってもうちょっとお話をされたらどうだろうかというふうに思っておりますので、そのところどうでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:12

再開 14:18

委員会を再開いたします。

○福祉部長

現在、9月上程に向けまして、2本の条例案を検討中でございます。まず1点目が、前回否決されました修学資金貸付金に類するものでございまして、前回、議員の皆様からご指摘、ご指導をいただきました各項目を十分に検討いたしまして、県内の保育養成施設に学ぶ者。また、市内に住民票を持ったものというふうな形で、限定するような条件もつけております。またもう一つの現役世代の応援するような形での資金は貸し付けというふうなことで考えてます。これにつきましても、市内に勤務する保育士であること、市内の私立保育所に勤務する保育士であること、それと市内に住民票を持つものというふうにしております。ただ、金額等々につきましては、まだ中の詰めを行っておる状況でございますので、今の段階では発表できるものではございませんので、ご理解をお願いいたします。

○城丸委員

趣旨はわかりましたけど、上程するに当たって、近畿大の学生でいいですからニーズ調査みたいなものをぜひやってほしいと思います。それと、流山市が先進市ということでもありますので、その効果もぜひ行ってでも聞いてきてほしいと思います。それを報告してほしいと思います。

○待機児童対策担当次長

今のニーズ調査の件につきましては、事前に実施しているところでございます。

○宮嶋委員

現役世代に対しては、貸し付けというふうに言われましたけれども、前回修学資金のことで保育所を訪問しましたが、結局、新しく入ってくる人たちはそういう制度を使って一生懸

命働けばお金を払わなくてもいいと。では今、本当に低賃金で苦勞している今の現役の保育士さんたち奨学金とか持って借金払いをしてる人もいっぱいいるということなんですよ。この上にまた貸付金ということになるとまあそんなにたくさん、金額は少ないというふうに借りてというふうに戻すのかがわかりませんが、なんかもうこれ以上、貸し付けを受けてまで働くのかなという思いがあるんじゃないかなと思うんですよ。今言われたように、今の問題についても貸付制度ができれば、利用されるのかどうか、そのことで、保育士を続けられるのかどうかというのもぜひ調査していただきたいというふうに思います。

○待機児童対策担当次長

こういう貸付金があれば、利用しますかというようなニーズ調査についても実施しております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○宮嶋委員

調査をしていますか、今からしますか。

○待機児童対策担当次長

ニーズ調査をしています。

○宮嶋委員

あの効果が上がるというふうに今は思っているということですかね。

○待機児童対策担当次長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

もう1点、勤務時間について、労働条件の悪さというような問題が出ていたと思います。この点に関しては調査等はあるのでしょうか。

○待機児童対策担当次長

公立保育所の勤務時間につきましてでございますが、1班から5班の体制がございます。1班につきましては、7時30分から16時。2班につきましては、8時から16時30分。3班につきましては、8時30分から17時。4班につきましては、9時から17時30分。5班につきましては、9時30分から18時の勤務体制をとっております。勤務時間につきましては、いわゆる標準時間、保育士の標準時間で働いているということでございます。

○委員長

それは、公立、私立ともにですか。

○待機児童対策担当次長

常勤保育士の勤務時間で勤務をしている状況でございます。（公立ですかと呼ぶ声あり）公立のほうです。

○委員長

私立もですか。

○待機児童対策担当次長

失礼いたしました。私立保育所につきましてはまだ調査中でございます。手元でございますので、ご了承ください。

○兼本委員

先ほどから、各委員の方が言われていたけれども、労働条件の中で長時間労働とかサービスクラス残業、それから持ち帰り残業といったものが、蔓延してるんじゃないかということですよ。そういったいろいろな重労働それから労働条件の悪さといったところから辞めていかれる

方も多いということですので、そういった調査といったところまである程度進められるのでしょうか。

○待機児童対策担当次長

労働条件の云々についての調査は実施はいたしておりません。実施いたしません。今の労働条件の改善につきましてはさきの議会で予算承認していただきました保育体制強化事業。これが私立保育所1園に当たりまして、ひと月9万円の補助の予算がついて、承認していただきました。これは今まで保育士さんがやっていた保育以外の周辺業務を別の人を雇うことによって、この方がやるということで、保育士さんの業務が改善されて保育体制が強化されるという目的がございます。そういう面では処遇改善というか、保育士さんの業務改善を進めているというふうに考えております。

○兼本委員

そうすると、今後そういった形を行っていかれて、実質調査といいますか、その1年後にどのような状況になったのかとか、そういったことは確認されるんですよね。

○待機児童対策担当次長

これは、補助事業でございますので、当然その効果も検証してまいりたいと考えております。

○兼本委員

その補助事業でそれができるのであれば、先ほどの勤務の内容の調査もそういったところから全部一緒に繋がってできるのではないかと思うんですけど、そこはやらないわけでしょう。

○待機児童対策担当次長

まず、周辺業務の保育体制強化につきましては、各私立保育所からの申請に基づいて実施していくこととなりますが、その中で各保育所のほうともそういう業務状況についても話を聞きながら、聞けるものについては聞いていきたいというふうに考えております。

○森山委員

9万円の補助金、たしか使い方は、朝出とか夜の遅出とかに使ってくださいということではなかったですかね。そこのところもよく頭に入れて説明しないと我々、2回も3回も聞いていると、9万円の補助は使い方はずっということではなくてどんなふうに使われるんですかといったときに、朝出とか夜出のときにこれを補助にしたいですよという答弁を聞いたような気がするんですけど、あとで調べておいてください。

○待機児童対策担当次長

今のあの保育体制の9万円でございますが、朝出、遅出に限定せず、これは保育のいわゆる清掃活動とか寝具の片づけ、そのほうで使っていていいと。保育士ではない、保育業務体制強化は保育業務に関する以外のものについての支援でございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

暫時休憩いたします。

休憩 14:29

再開 14:29

委員会を再開いたします。

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。